

# 南熱海マリンホール修繕計画作成業務委託

## 仕 様 書

熱 海 市

# 総 則

## 1. 業務の目的

小山臨海公園「南熱海マリンホール」は、スポーツホールや音楽ホールなどが一体化した市民のカルチャー拠点であり、多くの利用者にサービスを提供してきました。

しかし、近年一部の設備で老朽化が見られるようになり、財政的な制約からも予防保全に視点を置いた維持管理の実施と施設の長寿命化により、LCC（ライフサイクルコスト）の低減を図りながら、施設の安全とサービスの質を維持していく必要があります。

本業務では、これらを実現するための手段として長寿命化計画を策定するにあたり、長寿命化基礎調査として、現有の施設・設備リストを作成すると共に、最適な維持管理シナリオの検討を行うものである。

## 2. 業務名称

南熱海マリンホール修繕計画策定業務委託

## 3. 委託対象

南熱海マリンホールの現有施設及び設備

(スポーツホール・トレーニングルーム・音楽ホール・会議室 等)

## 4. 委託期間

平成 30 年 1 月 日から

平成 30 年 3 月 23 日まで

## 5. 本仕様書の適用範囲

本業務は、契約書記載の事項以外については、本仕様書に従い施行しなければならない。

## 6. 業務計画

受託者は、本業務の作業開始に先立ち、本仕様書の内容を熟知した上で業務計画書を作成し、監督員の承認を得なければならない。

## 7. 管理技術者の選定

受託者は、管理技術者及び担当技術者の選定において、業務の特質を考慮し、専門的知識と経験を有する十分な数の技術者を配置しなければならない。

また、管理技術者は、一級建築士の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

## 8. 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料については原則として受託者が収集するものとするが、市が保有しているもので業務の遂行に必要な資料は貸与することができる。

貸与を受けた資料については、支給資料に対するリストを作成し、市に提出すると共に、業務完了後は速やかに返納すること。

## 9. 秘密の保持

受託者は、本業務で知り得た全ての事項について、第三者に漏らしてはならない。  
またコンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

## 10. 届出等

受託者は、業務の着手及び完了時には、下記書類を提出し承諾を受けること。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者届
- (3) 工程表
- (4) 完了届
- (5) その他必要な書類

## 11. 関係部署等との協議

受託者は、関係官公署と協議を行うとき、若くは協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたり、その内容は遅滞なく市に報告しなければならない。

## 12. 議事録

受託者は、打合せ及び協議について議事録を作成し、監督員に提出すること。  
また、電話等の通信手段による協議内容についても同様のものとする。

## 13. 疑義

受託者は、本仕様書記載事項及び業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに監督員と協議を行い、業務の遂行に支障の無いよう務めなければならない。

## 14. 照査

受託者は、業務の高い質の確保に努めると共に、検討結果や作成した成果に関する妥当性を検証するために照査を実施しなければならない。

## 15. 審査及び引き渡し

受託者は、業務完了時には業務完了届を監督員に提出すると共に、成果品に対する審査を受けなければならない。

なお、審査合格後に本仕様書が求める成果品を一式納品することで業務の完了とする。

## 16.その他

本仕様書は業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記の無い事項については、監督員と協議の上、詳細を決定する。

## 17.成果品

提出する成果品については、内容や編集方法について監督員とこれを協議し、定めることとする。

(1) 報告書 (A4 版製本)	3 部
(2) 施設設備データベース	1 式
(3) 打合せ議事録	1 部
(4) 上記に係る電子データ (情報機器・CD-R 等)	1 部

# 業務内容

## 1. 業務一般

本業務の遂行にあたっては、以下の業務内容及び現地を熟知した上、関係する法令を順守し実施すること。

## 2. 業務内容

### (1) 維持管理および更新等、保全項目の整理

保全計画を策定するにあたり、各種必要な法令等の整理を行う。

また、各施設や設備に求められている定期点検の実施項目や実施間隔、実施費用等について整理を行う。

更新または長寿命化対策については、施設および設備に対し、その対象となる工事範囲を設定し、概算費用を算定する。

### (2) 保全計画の策定

過年度に実施した健全度評価の調査結果を踏まえ、今後30年間程度にわたって、必要となる点検・診断、または更新等の実施年度を明らかにするとともにこの費用を算出し、取りまとめる。

### (3) 維持管理マニュアル作成

前項で策定した保全計画を効果的かつ効率的に適切な実施ができる様、各施設および設備に対する日常点検・定期点検やその診断項目、また評価方法等を整理した維持管理マニュアルの作成を行う。

### (4) 報告書作成

ここまでに整理、検討した結果について、報告書として簡潔にとりまとめると共に、概要版を作成する。

### (5) 打ち合わせ協議

本業務を遂行するに当たり、初回・中間・最終の3回以上の打ち合わせを実施する。

なお、監督員が必要と認めた場合はこれに限らず、打合せを実施することができるものとし、打合せ時には議事録を作成し、監督員と受託者の両方で内容の確認を行う。